

「小口梅平地区からのご報告」

この度はお忙しい中、傍聴のためにお越し下さいましてありがとうございます。  
有意義な傍聴となります様、これまでの経過をご報告いたします。

平成18年
2月18日 梅平を対象とした説明会(第1回) (梅平出席者:28人) 『 <b>搬入道路見直しに関する要望書</b> 』(別紙1)を県と町に提出。 主な内容は別紙2参照
2月20日 周辺地域に上記説明会の要旨として『 <b>梅平地区からのご報告</b> 』(別紙2)を配布。
2月24日 小口を対象とした説明会 (梅平出席者:15人) 主な内容は別紙3参照
3月10日 『 <b>最終処分場の説明会における質疑応答のご確認のお願い</b> 』(別紙3)を県に提出。 2月24日の質疑応答の要旨を梅平住民で作りました。
3月18日 梅平を対象とした説明会(第2回) (梅平出席者:13人) 『 <b>北沢不法投棄廃棄物の応急対策の要望書</b> 』(別紙4)を県に提出。 主な内容: 県側の発言 道路の要望書に関しては、まだ、知事まで伝えていないので、返答できない。 3月10日に提出した「説明会の質疑応答の確認お願い」は、梅平中心の質疑のみを取り上げているので、公平性を保つ為に全ての質疑の議事録を、県が作り直し、小口の自治会長に提出する。 梅平側の発言と行動 CTBの議会中継で、町長が「計画を見直すつもりは無い」と発言していたので梅平として抗議。 「北沢不法投棄廃棄物の応急対策」の要望書を県に提出しました。 北沢の不法投棄物について質問しました。その結果、以下の事がわかりました。 <ul style="list-style-type: none"><li>・「1個所は常時監視している」と言っていたが、県庁の方で24時間、現地のデータを監視している訳ではなく、現地で毎時間記録して、1ヶ月に1回、回収して分析している。</li><li>・H12年の詳細調査で見つかった有害ゴミの中で、汚染拡散の可能性のある物質は鉛だけである。主にプリント基板。</li><li>・県は鉛が危険といっているが、もし鉛が溶け出してきたらどう対処するかという事前検討はされていない。</li><li>・重金属が溶け出すことが懸念されると言っているが、実際は鉛以外の重金属は見つかっていない。</li><li>・平成2年に北沢で投棄されたゴミは、これまで16年の間に、汚染物質はすでに流れ去り、処分場の閉鎖後と同様に安定化した状態になって、「実はもう汚染の恐れが無いのではないか」と言う疑問が出席者の間で沸いてきました。</li></ul>

4月18日 梅平を対象とした説明会(第3回) (梅平出席者:10人)

『搬入道路見直しに関する要望書に対する回答』(別紙5)を県が配布。

主な内容:

搬入路の件

県側:2月24日提出の梅平からの要望書を知事にも報告して、回答書を作った。(別紙5)

梅平側:

- ・搬入路が梅平を経由する件について、具体的な根拠や、他のルートがだめな理由や搬入路を決定した具体的な手順について何人もの方が質問しました。

県側:

- ・搬入路を決定した根拠は、「県道と県道を結ぶ」、「自然環境に配慮」、「施設ゾーンへの進入経路を考慮」、「町道を使う」、「既存道路を使う」、「交通安全を考慮」

梅平側:「そんな抽象的な回答では納得できないので、他と比べて梅平を選択した理由を、数字や検討経過のわかる資料を出して説明してほしい」と求めました。

那珂川町に対する迷惑料の件

梅平側:他の町民はアメ玉をもらえるので梅平に反感を持っている人もいる。

アメ玉を配るのは止めて欲しい。

県側:地域振興は止められない。

傍聴の件

今回の説明会での傍聴を拒否されたことについて抗議しました。

その結果、次回から傍聴が認められました。

北沢の応急処置の件

県側:北沢の応急処置の件についても知事に伝えた。今年度、周辺地質をボーリング調査し、次年度以降、応急処置をする為の検討材料とする。

<解説>あくまでも、建設のためのボーリングを前倒しで行い、処分場が建設されるまで、応急処置を行なうつもりは無いようです。

議事録の件

2月24日の説明会における**県作成の議事録**が配付されました。(別紙6 黒文字部分)

4月30日 梅平地区内(そば道場前)に梅平地区の意思表示の看板を設置

6月10日 梅平を対象とした説明会(第4回) (梅平出席者:14人、傍聴者:4人)

主な内容:

県側の発言

搬入道路選定についての4つの基本方針について具体的説明。

北沢の応急対策について。

- ・汚染拡散の兆候が認められた際に、速やかに応急対策が講じられるよう、事前調査に向けた検討を行っている。

『北沢不法投棄物の応急対策に関する要望について』(別紙7)が配布されました

梅平側の発言と行動

搬入道路選定について、梅平を通す事を決定した合理的な根拠や決定までのプロセスの説明を求めているのに、その件についての回答は全く無く、はぐらかされているようだ。

上記についての具体的な回答を、書面で行うよう求めました。

『「搬入道路見直しに関する要望書」の回答について(その1)』(別紙8)を県に提出。

(7月23日に県から回答予定。)

北沢の応急処置について、「汚染の兆候が出てから対策を講じるのではなくて、出る前に対策を講じて欲しい」と要望しました。

4月18日に配布された県作成の議事録を追記、修正することを要望しました。

(別紙6 青文字および赤文字部分)

7月23日 梅平を対象とした説明会(第5回)

県の予定

前回(6月10日)の別紙8に対する回答を予定。

梅平側の予定

『2月24日の小口地区説明会の質疑応答記録に関する要望』(別紙9)を提出。

『最終処分場に関わる用地取得の見直しに関する要望』(別紙10)を提出。

以下に、その過程でわかった事をご報告します。

### 「搬入道路に関して」

梅平地区に搬入道路を計画した合理的根拠を求めましたが、回答は抽象的で容認できませんでした。

梅平と和見を結ぶ搬入道路のうち、どちらかの進入路が造れない場合、片側のみの搬入道路を造るつもりはない事を確約してもらいました。(現状では、和見側も反対しています。)

これまで、梅平地区の地権者個人に対して県による執拗な交渉が行なわれていましたが、「地区として反対しているので個別訪問は止めて欲しい」と申し入れた所、今は行なわれておりません。

### 「処分場に関して」

処分場運営に関する各種の基準は、未決定な事が多く、処分場建設に賛成または容認していたとしても、町民自ら、関心を持たなければ、住民と環境を守る施設にはならないようです。一例を挙げれば、処分場からの排水は、未来永劫、飲料水レベルが保証されるわけでは無く、県の説明によると、廃棄物が安定化したら(排水が環境基準の10倍程度に落ちつく状態を言い、埋め立て終了後、概ね10年程度)水処理施設を停止し、その後は那珂川に垂れ流しにするそうです。ただし、環境基準の何倍で停止させるかは、今後、住民と協議し決めてゆくそうです。つまり、20~30年後の子孫に迷惑をかけない為には、住民も関心を持って話し合い等に参加する必要がある様です。

処分場の建設用地は、現時点では地権者の同意は得ておらず用地交渉はこれからだそうです。

### 「北沢の不法投棄物に関して」

県は、不法投棄物に関して「今は汚染拡大の兆候は見られないが、今後汚染が拡大する懸念があるので全量撤去が必要」と説明していますが、最終処分場の建設計画の一環として、処分場が完成しない限り撤去が始まらないので、順調に用地交渉が進んだとしても撤去が始まるまで5~6年後以降と予想されます。県として早急な応急対策をするつもりは無いそうなので、梅平から応急対策の要望書を県に提出(3月18日)しました。その結果、6月10日に、応急対策に実施に必要な事前調査を今年度に行うという回答が得られました。しかし、あくまでも汚染拡散の兆候が認められた際にしか応急対策は行わないそうなので、速やかな応急対策の実施を要望しました。

同様に「重金属が溶け出すことが懸念される」と説明していますが、平成12年度の掘り起こし調査では鉛

(主にプリント基板)以外の重金属は見つかっていません。「今後、重金属が溶け出す恐れがある」とする説について、疑問視している専門家も多く存在します。

平成2年に北沢で投棄されたゴミは、これまで16年の間に、汚染物質の多くは流れ去り、処分場の閉鎖後と同様に安定化した状態になっていて「実はもうこれ以上の汚染流出の恐れは無いのではないか」という疑問が沸いてきました。(事実、投棄物中のモニタリング結果でさえ、環境基準を超えていません。)

#### 梅平地区住民の基本的な思い

##### 県に対して

搬入路の見直しを求めます。

搬入路をここ(梅平)に選定した合理的根拠を示して欲しい。

北沢の不法投棄物について、本当に汚染拡散の恐れがあるならば、速やかに応急対策をして欲しい。「処分場の計画」や「北沢の不法投棄物」について、県にとって都合の悪い事も隠さずに情報公開して欲しい。

話し合いは密室ではなく、ガラス張りで情報公開して欲しい。

搬入道路に関して地域住民が合意するまで、用地取得は行わないで欲しい。

##### 町に対して

県に対して丸投げせずに、那珂川町の住民と環境にとって最良の選択をして欲しい。

処分場の話がタブーでなく、もっと多くの住民が議論できるように、CTBや広報で積極的に情報公開して欲しい。(県が作成した内容だけでなく、各種の議論も含めて)

**建設容認にしても反対にしても、町民一人一人が「関心を持って正しい情報を得る事」が、那珂川町の住民と環境にとってより良い結果をもたらすと考えます。**



梅平地区からのご報告

小口梅平地区では、報道等でご承知の通り、2月18日に行なわれた梅平地区だけへの処分場説明会において、右のような要望書を15世帯の署名と共に県と町に提出いたしました。

当初の搬入路計画案には、人家付近を通らないルートを含め4案もあったにもかかわらず、あえて梅平の人家を通る計画だと知らされ、行政側に不信感を感じた上での行動ですので、なにとぞ梅平地区住民のみのエゴによる行為でない事をご理解願います。

質疑応答では、今回の搬入路建設反対をすると共に、最終処分場の必要性や安全性について質問したところ、安全性の具体的な事については不透明な部分が多く、建設を容認するにしても住民が厳しく要望していかない限り、県にとって都合の良い、住民の健康を軽視した施設になる可能性が大きいことがわかりました。

また、県の予算体制や強引な道路の測量等から、「建設はもう決定したもの」という風潮が流れていますが、処分場予定地や搬入路の用地はすべて確保されたわけではありませんし、施設の詳細についても決まっていない事が多いので、まだ、処分場建設を見直す余地は十分にあると思います。

これまで、ここ梅平でも処分場の話題についてはタブーのような風潮がありましたが、搬入路建設についての対応を協議する際に意志を確認しあったところ、**処分場計画に疑問や不安を持っている人は多い事**がわかりました。その結果、18日の説明会では女性や子どもも含め、**28人が参加し**(28人の他、子ども6人は別室)**自発的な質問を活発に行ないました**(質疑応答に2時間半ほど)。

梅平では、この活動によって、「あの人は建設に反対しているんだらうか? だけど聞きづらいし...」といった、永年のモヤモヤした気分から開放され、これからは、**わだかまり無く組の付き合いができる事となりました。**

他の地域の方々におかれましても、これを機会に、地域内で腹を割った話し合いをすると共に、処分場についての率直な意見を交換し合う事で、以前の関係を取り戻す事ができるのではないかと思います。

再三ですが、建設を容認するにしても説明会で活発に質問を行なわない限り、住民(および子孫)のための施設にはなりません。また、これまで声は出せなかったけれど内心で反対されている方は、説明会を拒絶しても計画はどんどん進んでしまいますので、お子様も含めご家族の方1人でも多く参加し、皆で声を上げていく事で大きな力となるものと思います(小さなイワシでも大きな群れとなる事で、身を守る事ができるように)。

そして、単に建設反対だけではなく、北沢の不法投棄物の適正な処理方法の見直しのきっかけとなるよう期待いたします。

次世代はもとより、100年後、200年後の子孫に迷惑のかかる負の遺産を残さない為にも。

県営処分場  
那珂川町  
小口梅平地区  
**住民、説明会で要望書**

**搬入道路の見直しを**

2月19日 下野新聞

那珂川町内に県営管理型最終処分場が計画されている問題で、県と町は十八日夜、小口の小口集会所で、処分場へのごみ搬入道路の対象地区となっている小口梅平地区住民に対する説明会を開いた。その中で住民側は、地区の総意として署名した「搬入道路見直しに関する要望書」を提出し、変更を求めた。

要望書は、交通量増加に伴う事故や廃棄物飛散による健康被害など六項目の懸念材料を示し、同地区への道路建設に反対する内容。同地区十六世帯のうち十五世帯が署名。下野新聞社の取材に対し同地区の代表を務める男性(五十)は「搬入路建設反対はもちろん、処分場建設計画の賛否の前にも、計画自体を考え直す契機にしたい」と訴えた。

説明会には二十八人が参加し、県と町からは担当者五人が出席。質疑応答では「不信感がぐぐえない」「もっと情報を出して」といった意見が出された。要望書について県の担当者は「持ち帰って検討したい」と話した。



説明会風景

栃木県 生活環境部 環境整備課 殿

2006年2月18日

梅平地区住民一同

(続き)

## 最終処分場の搬入道路見直しに関する要望書

ここ梅平は、古くは水戸光圀が「侍塚古墳」発掘のために度々訪れ、その際この地に梅の木をお手植えされた事から「梅平」と言う地名がついたと言われる歴史ある土地です。また、豊かな里山を有するのどかで美しい田園地帯には16世帯余が暮らし、三世代以上が同居している世帯も多く、この地で今後も平和に世代を重ねてゆく意志のある世帯が多い地域でもあります。

そのような地域に、最終処分場の搬入道路を建設する計画がある事を伝えられ、住民の多くは困惑しています。

廃棄物を積載した大型トラックは1日に80台ほど行き来すると予定され、そうなれば以下のような今の良好な住環境を脅かす事態が生じる事を懸念しています。

- 交通量が増える事で交通事故が起こる可能性 → 特に子どもやお年寄り
- 交通量が増える事で発生する騒音や振動、排気ガスによる大気汚染
- 積載した廃棄物から飛散する粉塵による健康被害と農作物への被害  
→ 健康被害については、特に子どもやお年寄り
- 大型道路建設(幅11m)と交通量が増える事による里山的風景の破壊  
→ 住民の心の拠り所の喪失と、観光資源の破壊および観光客減少への影響
- 環境の悪化による住民の流出 → 過疎化の促進
- 経験した事がないために予測不能な未知の障害

上記のような理由により、

**梅平地区に搬入道路を建設する事に反対し、計画の見直しを要望します。**

今は、選挙権が無く自由に発言の出来ない子どもたちの未来の為に強く要望します。

### 2月18日の説明会での質疑応答の一例

住民A「資料にはありませんが、搬入路を通過するトラックの1日の台数と通行時間は？」

担当者「10トントラックで30台(往復だと60台分)くらい、時間帯については今後検討します。」

→ **重要な事でも聞かなければ教えてくれない。**

住民B「埋め立てが終わった後の処分場から出る排水は、どのくらいきれいになるんですか？飲めるくらい？」

担当者「具体的に閉鎖する時の基準というのは、これから改めて・・・」

住民B「えっ？これから？もう決まっているわけではないのですか？」

担当者「受け入れる廃棄物の種類は資料に書いてありますが、具体的にはまだ決まっていません。」

住民C「えっまだ？こういうものだから安全ですよ、ということを説明されているんだと、皆思っていたんですが...」

→ **住民の健康にかかわる安全基準や詳細は、建設するまで不透明。**

担当者「進入路については4本のルート案があり、適地性アセスでは全て問題ないという結果だったが、埋め立て期間終了後(10年後)に和見と小口を結ぶ町道として将来使える道という観点で決めている。」

住民D「住民のどれだけが必要と言っているか？処分場の恩恵のような話し振りだが、誰も恩恵なんて思わない。」

→ **住民の要望をきちんと反映した計画なのだろうか？**

住民E「三文字の説明会で、進入路に関して梅平から要望書が出たことを話していただけるんですか？」

担当者「えっと、質問がでたら答えます」

住民一同「えーっ！」

住民E「質問が出ないと話さない？話すのが当たり前でしょ。こんな時間まで何やってたんだって感じですよ。」

→ **念を押さなければ、対応してくれない。**

**建設容認にしても反対にしても「関心を持つ事」が、子孫への責任を果たす事になると考えます。**

2006年3月10日

梅平地区住民一同

## 最終処分場の説明会における質疑応答のご確認のお願い

2月24日に行われた処分場に関する説明会では、小口住民の意思と人権を尊重して対応して下さい誠にありがとうございました。今後とも住民の意思と人権を尊重した行政活動をしていただけるよう期待しております。

先の説明会の質疑応答において、いくつかの御確約をいただいた事を住民一同、喜んでおります。

しかし、そのような御確約も、過去の説明会等においては御担当者の異動等により、円滑な引き継ぎが成されなかった為に話が食違ってしまった事も経験しており、今後も同様の事例が発生する可能性があることを危惧しております。

そこで、そのような危惧を払拭していただけるよう、質疑応答の議事録を作成いたしましたので、ご確認の上、引き継ぎのお約束をして下さるようお願いいたします。

## 馬頭最終処分場に係る事業説明会の質疑応答

(続き)

日 時 : 平成18年2月24日

会 場 : 小口集会所

参加対象 : 小口地区住民(45名)

(民:小口地区住民、 県:栃木県 生活環境部環境局)

1	民	前回の説明で、適地性アセスメントで4ルートの内、梅平経由が決定したと聞いていますが、その合理的な根拠を教えてください。
	県	以下の4つの視点から道路を決定した。 ・できるだけ生活環境、自然環境に配慮した。 ・動線計画に問題が無いか。 ・地域ネットワーク道路として利用できるようにした。 ・できるだけ既存の道路を利用できるようにした。
2	民	梅平-和見間を結ぶ道路の要望は、どこから出て、どのような民主的な手続きを踏んで決定したのですか？
	県	この道路についての具体的な建設の要望はありません。
3	民	4ルートの候補うち、何故梅平が良いかという理由を教えてください。
	県	・県道(那須-黒羽-茂木線)と県道(小砂-小口線)を東西に結ぶ。 ・町道を最大限活用。
4	民	梅平-和見を結ぶ道路で、和見側の道路が造れなかった場合、梅平から処分場への往復道路にするつもりですか？
	県	梅平-和見間を結ぶ道路が繋がらない場合、梅平-処分場間、和見--処分場間みの道路を造るつもりはありません。現在のところ、和見側も搬入路に関して反対されています。
5	民	搬入道路に関しての梅平からの要望は聞き入れない事もあるのですか？
	県	要望に対する答えは、時間をいただいて必ず行います。 今後、梅平住民と話を重ねて方向性を見出していきたい。
6	民	梅平地区住民に対して、個別に訪問しないで欲しい。 (地域内でいがみ合う結果になってしまうため)
	県	地区住民に対して話し合いを重ねている間は個別に訪問しないが、話し合いを重ねても搬入路に同意できない場合は、個別に訪問する可能性もあります。
7	民	搬入路の工事中および搬入中の登校、下校時間の配慮はどうするつもりですか？
	県	できるだけ配慮していくつもりで、今後、地域の方と話し合いながらつめていきたい。
8	民	搬入路の搬入車両が違反した場合に、どこへ通報して、どう罰せられるのですか？
	県	交通ルールについては、地域の方々と話し合いをして、決めていきたい。 ルール違反通報の相談窓口についても地域の方と話し合っ決めていきたい。
9	民	梅平で搬入路建設に反対したとしても、「既存の道路を使ってもダンプは通すよ」と言われているが本当ですか？
	県	今の道路のままで、処分場を建設したり、北沢の廃棄物を運搬するつもりはありません。
10	民	処分場予定地の地権者の同意は全て取れているのですか？
	県	まだです。これから地権者に説明して同意してもらいたいと考えている。
11	民	北沢の廃棄物は梅平の住民の責任ではありませんよね。北沢の廃棄物を処分するんだから、梅平の人は我慢しろと言われると梅平の住民は辛い立場になる。
	県	北沢の廃棄物の責任は、梅平でも、小口でも、小砂でも、和見でもありません。
12	民	北沢の廃棄物について、早く応急対策をして欲しい。
	県	川崎町長からも要望されているので、今後、応急対策の方法の検討を行うつもりです。

上記の通り相違無く、今後、関係部署の担当者が変更されたとしても、上記について後任の担当に引継ぎ、梅平住民の承諾無く変更することはありません。

平成18年3月 日

栃木県生活環境部環境局長

?

2006年3月18日

梅平地区住民一同

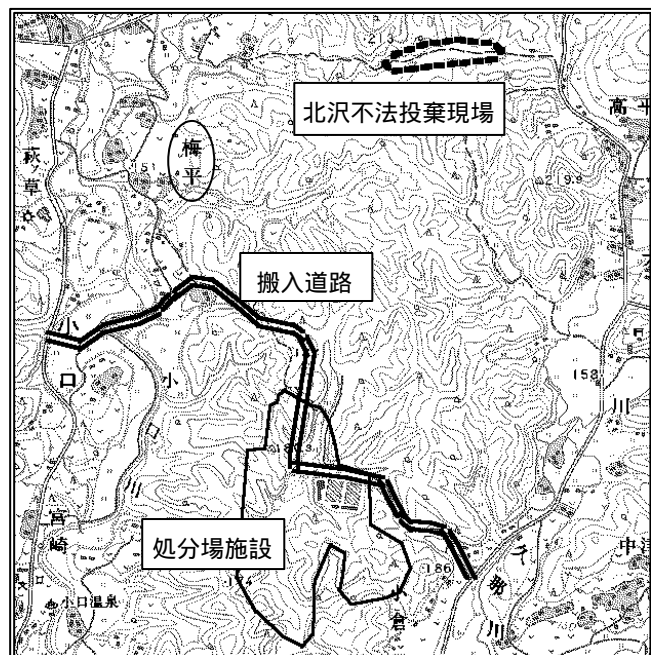
## 北沢不法投棄物の応急対策に関する要望書

平成2年に発覚した小口北沢地区での不法投棄物(3.1万立米)について、これまで県のご説明では、「不法投棄物の中にはダイオキシン、鉛、揮発性有機化合物などの有害物質が環境基準を超えて検出されているが、現在はモニタリング調査の結果、汚染拡大の兆候は見られない。しかし、特に鉛などの有害重金属については、現在は安定状態であるが、今後、溶出し汚染が拡大する懸念があり、それがいつ発生するかはわからない。」と指摘されています。しかしながら、モニタリング調査以外、具体的な処置は行われておらず、不法投棄物は放置されたまま、その対応は馬頭最終処分場の建設計画の一環として先延ばしされているという印象です。

町の環境整備対策室によれば、最終処分場の建設に関して、「今後、用地交渉が順調に進んだとしても処分場が完成し、不法投棄物の撤去が始まるまで、最低でも5～6年かかる」とのことです。現状として、処分場への搬入道路建設に対しては梅平と和見地区で反対しており、また、処分場施設のための用地に関しても多くの地権者が反対していると聞いております。そのため、それらの用地取得までに長期間の年月を要した場合、実際に不法投棄物の撤去が始まるのは、5～6年より更に延びると予想されます。その間、近隣住民にとって、いつ汚染が拡大するかもしれないという不安の解消はなされず、家族の健康と代々守ってきた農地は脅かされ続けます。

ここ梅平地区は、北沢の下流域の集落としては最も近くにあり、汚染された水が小川や地下水に流出した場合に、最も影響を受けやすい地域であると考えています。実際、梅平地区では、北沢で不法投棄が行われた当時、下流で明らかな水の汚染が見られました。さらに、皮膚に異常があるカエルやドジョウの死骸が見られたり、ひどい悪臭のため頭痛が起こったり、稲作用の取水を諦める等、様々な実害を経験して参りました。

先日の説明会において県の環境局の局長には、「北沢の不法投棄物については、地域(周辺大字)の責任ではない。」と明言して頂きました。それならばなおの事、これ以上の被害を防ぎ地域住民の健康と農地を守るため、不法投棄物からの汚染拡大を防止する早急な応急対策の実施を強くお願いいたします。なお、応急対策の方法についても、町と住民を交えた協議の場を設けて決定されることも、併せてお願いいたします。





馬 整 号 外  
平成18年 4月12日

梅平地区住民一同 様

栃木県生活環境部 環境局 馬頭処分場整備室長

最終処分場の搬入道路見直しに関する要望について

陽春の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成18年2月18日付けでいただきました標記要望につきましては、①出来る限り生活環境、自然環境に配慮すること、②道路計画に問題がないこと、③地域ネットワーク道路として利用できること、④出来る限り既存の道路を利用すること等を考慮し、十分な交通安全の確保が図られるよう、再度検討を進めてまいりましたが、現時点におきましては、先にお示しした道路のルートが最も適しているものと考えております。

また、梅平地区の皆様がご懸念されております事項につきましては、下記の考え方を基本として事業を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 交通量が増える事で交通事故が起こる可能性  
馬頭最終処分場の搬入道路につきましては、基本的に現道を拡幅し、車道2車線及び歩道を設置する道路構成とします。また、横断歩道や標識など適切な交通安全施設を設置するなど交通安全の確保に努めてまいります。さらに、運搬車両の運行につきましても、交通安全マニュアル等を作成し、運転者に対し安全教育を徹底するなど、交通安全対策に万全を期していきます。
- 2 交通量が増える事で発生する騒音、振動、排気ガスによる大気汚染  
運行時間、運行台数の制限及び適切な走行速度による運行の実施など、適正な交通管理を行います。また、運搬車両につきましても低公害車等の導入推進を図るなど、適切な管理運営を徹底します。
- 3 積載した廃棄物から飛散する粉塵による健康被害と農作物への被害  
運搬車両には、必ず荷台にシートをかけるなどの対策を実施し、廃棄物が飛散しないようにします。  
さらに、焼却灰などの飛散しやすい廃棄物については、あらかじめ廃棄物を加湿、セメント固化した上で運搬することとします。
- 4 大型道路建設と交通量が増える事による里山的風景の破壊  
搬入道路は、地域の環境や原風景等に最大限配慮した道路とします。
- 5 環境の悪化による住民の流出  
搬入道路につきましては、上記にお示ししましたとおり周辺環境にできる限り配慮していきます。
- 6 経験した事がないために予測不能な未知の障害  
現時点において予測可能な事態は、防止策を講じるとともに、万々が一、障害が発生した場合は、誠実に対応してまいります。

〔 環境局 馬頭処分場整備室 〕  
TEL: 028 - 623 - 3227

日時：平成 18 年 2 月 24 日 19:00~21:00

会場：小口集会所

出席者：栃木県生活環境部環境局 ○名前○、○名前○、・・・  
那珂川町 町長 ○名前○、環境整備対策室 ○名前○、○名前○

参加者：小口地区住民（45名）

黒文字：県が作成

青文字：梅平が追記

赤文字：梅平が修正

## ■馬頭最終処分場に係る事業説明会（H18.2.24 小口地区）における主な質疑応答

（質問1）

- 梅平ルートの合理的根拠を示してもらいたい。また、小口、和見間のルートはどこから出てどのような民主的な手続きで決定したのか教えてもらいたい。

（回答1）

- 梅平ルートについては、廃棄物搬入道路、工事中道路として、できるだけ自然環境、生活環境に配慮すること、動線計画に問題がないこと、地域ネットワーク道路として利用できること、できるだけ既存の道路を利用するといった観点からラインを引かせていただいた。なお、小口、和見間のルートの具体的な要望は出されていない。

のうち、梅平ルートが何故良いか？他のルートが何故ダメなのか？教えてもらいたい。

（質問2）

- 適地性アセスメントの4ルートと梅平ルートのメリット、デメリットを教えてもらいたい。

（回答2）

- 一般県道小砂・小口線と主要地方道那須・黒羽・茂木線の両県道を結ぶ既存の町道を最大限利用することを基本としている。詳細にという事になると、数字とかを出して説明しないと伝わらないので、必要であれば、資料を用意して説明します。

（質問3）

- 和見側の人でも搬入道路に反対していると聞いており、梅平の方々に迷惑かけないようにしていると言っているが、30台の車が一方通行でいくと30台だが、和見が反対していると梅平が60台になるのではないのか。
- 北沢のゴミは梅平のゴミではない。梅平の人は北沢のゴミを捨てるのだから我慢しろというのでは梅平の人はつらい立場になる。

（回答3）

- 和見、小口ルートが繋がらない場合には、片方だけつくることは考えていない。梅平地区の要望は受け止めているので話し合いをさせてもらいたい。
- 北沢の不法投棄物の責任は地元の責任ではない。ただ、北沢の不法投棄物を適正に処理することも必要である。

不法投棄物を片付ける為に県に協力するのは納得がいかないという事もわかります。

（質問4）

- 県として、土地を確保できるという確証はあるのか。

（回答4）

- 用地については、現在、境界確認を行っているところであり、簡単に確保できるとは考えていない。これから、県の考え方を良く説明しながら用地交渉を進めていきたい。

（質問） 栃木県内をくまなく探して、処分場の場所をここに決めたのでしょうか。

（回答） 県内くまなく探して比較検討したわけではありません。

- 事業区域の設定の仕方に不合理性がある。中心部でなく上流に埋立地がきており、事業が第1次、第2次、第3次と拡大する可能性があるのではないのか。
- 78haすべての同意を得なければ買収しないのか。真ん中に共同で反対派の土地が7反歩もあるが、用地買収についてどういう方法をとっていくのか。

（回答5）

- 第2、第3の処分場をつくることは考えていない。上流に処分場を設置したのは、下流に水処理施設をつくるためである。
- 反対派の土地については、ご理解いただけるようこれからもねばり強く対応していきたい。用地買収は78ha全部の同意がとれなくても順次行っていきたい。

（要望1）

- 誰でも処分場をつくってほしいとは思わないが、北沢のものがどのような災害をもたらすかということをお心配すると、県営の管理型処分場をつくることを受けざるを得ないと思う。
- 処分場をつくることはイメージダウンになるが、イメージアップになるようなこともやってもらいたい。
- 小口橋下流200m付近で放流することになるが、那珂川のところに池をつくって魚を飼って放流するなどの安心させるようなこともやってもらいたい。

(質問6)

- 梅平地区住民が出した要望について、県はどのように受け止めているのか。
- 廃棄物の搬入は登校時間を避けるとしているが、下校時間の配慮はないのか。

(回答6)

- 搬入路の見直しの要望を聞き入れるか否かについては、持ち帰り検討し、今後皆様と話し合いを重ねる中で方向性を見いだしていきたい。
- 歩道をつくることはもちろんのこと、できる限り配慮していきたい。  
具体的にどのような配慮をしていくかについては、今後、住民の皆様と話し合いをしながら詰めていきたいと考えている。

土地交渉や測量に関して

話し合いは説明会だけではなく、車座になって皆様と話し合うつもりもあります。

(質問7)

- 梅平地区が団結して搬入道路反対ということで要望書を出したので、話しがまとまるまでは個別交渉はしないでほしい。今までと同じでは地域がいがみ合うことになる。

(回答7)

- お互いが納得できるよう何度か話し合いをしていきたい。何回話し合いをするかは、今申し上げることはできないが、話し合いを重ねても、状況が変わらない場合には、個別交渉させていただくことがあるかもしれない。そのようなことがないよう話し合いをしていきたい。

(質問8)

- 搬入トラックが時間を守らなかったり、粉塵をまき散らした場合にはどこに通報すればいいのか。また、その場合に罰則はあるのか。鹿沼の小佐々さんの問題があるので、とても不安があります。

(回答8)

- 交通対策マニュアルを整備し、運転者に教育を徹底していく。地域の人と十分話し合いをしてルールを決め、ルールを守らなかった人については、厳しく処罰することを考えていく。
- 通報の窓口については処分場が窓口になるのはもちろんであるが、それ以外に窓口についても、住民の皆様との話し合いで決めていきたい。

「梅平の人が道路に反対したとしても、拡幅しなくてもダンプは通すよ」と

(質問9) 言われているのですが本当ですか。

- ~~現在の梅平のルートが拡幅されなくても、搬入トラックが現道を通ることはあるのか。~~

(回答9)

- 今の道路のままで処分場の建設工事を行ったり、廃棄物や北沢の不法投棄物を搬入することは考えていない。  
行ないません。

(質問10)

- 北沢の不法投棄物について、来年度14億8千万円の予算があるのであれば、その予算で応急措置はできないのか。

(回答10)

- 具体的には応急対策費として1千万円を予算措置している。現在、モニタリングを実施しているところであり、汚染拡大の兆候が認められた場合に、速やかに対応できる体制を整えているところである。~~なお、来年度、事前調査を実施し現況を把握した上で、応急対策の方法の検討を行う予定である。~~

(質問) 汚染が出てから対処するのではなく、出る前に応急対策をするつもりはないのか？

モニタリングだけではなく水処理施設を設置するつもりはないのか？

(回答) 町長からも要望されているので、来年度、事前調査を実施し現況を把握した上で、応急対策の方法の検討を行なう予定である。

馬 整 号 外  
平成18年 6月8日

梅平地区住民一同 様

栃木県生活環境部 環境局 馬頭処分場整備室長

北沢不法投棄物の応急対策に関する要望について

初夏の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、小口梅平地区の皆様が懸念されております、北沢の不法投棄現場における汚染拡散の兆候を把握するため、県では下記のモニタリング調査を実施し監視を続けております。

モニタリング調査により汚染拡散の兆候が認められた際は、下流に影響が及ぶ前に、より速やかに応急対策が講じられるよう事前調査に向けた検討を進めております。

事前調査の実施に際しましては、地元、那珂川町及び関係者の皆様に内容等につきましてご説明させていただきたいと考えております。

北沢の不法投棄物につきましては、「馬頭最終処分場基本計画」にお示し致しました通り、受け入れ先となる最終処分場の完成に合わせ、環境に配慮し可能な限り短期間で不法投棄物を適正に撤去、処理できるよう事業を進めて参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 モニタリング調査

(1) 常時監視調査

自動測定(常時) : 3項目(導電率、水位、酸化還元電位)

現場検査(1回/2週): 4項目(pH、導電率、酸化還元電位、透視度)

(2) 年間変動調査

4回/年: 健康項目 13項目(鉛、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど)

生活環境項目 3項目(pH、BOD、SS)

その他の項目 9項目(導電率、COD、塩化物イオン、濁度など)

2回/年: ダイオキシン類

(3) 経年変動調査

1回/年: 健康項目 25項目(鉛、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど)

生活環境項目 3項目(pH、BOD、大腸菌群数)

その他の項目 7項目(導電率、COD、塩化物イオン、濁度など)

2 事前調査

(1) 目的

応急対策の実施に必要な事前調査を実施するため

(2) 調査の内容案

現地踏査、地質ボーリング調査等

(3) 調査箇所

那珂川町小口字北沢等

(環境局 馬頭処分場整備室)  
TEL:028 - 623 - 3227

栃木県 生活環境部 環境局馬頭処分場整備室長殿

平成18年6月10日  
梅平地区住民一同

「最終処分場の搬入道路見直しに関する要望書」の回答について  
(その1)

平成18年2月18日の梅平地区からの「搬入道路見直しに関する要望」に対して、4月12日付けで公式的な回答を書面でいただきありがとうございました。御回答を梅平地区で協議しましたところ、以下のような意見でまとまりましたので、お手数ですがご検討下さいますようお願いいたします。

回答に対する要望1

梅平を通るルートを選定した根拠について、これまで説明をお願いしてまいりましたが、4月12日付けのご回答も含めて具体性に欠け、迷惑を被ると予想される住民として納得のできる説明ではありません。

再度、以下の点をふまえて書面による御回答をお願いいたします。

梅平に道路を選定した根拠について、以下のような具体的な資料をもとに、ご説明をお願いします。

これまで説明されていた以下の基本方針についての具体的説明。

(この文面だけからでは一般の住民に伝わりません。言葉の意味を説明し、それぞれの方針が梅平を通る道路に適合している事を説明して下さい。)

出来る限り生活環境、自然環境に配慮すること。

道路計画に問題がないこと。

地域ネットワーク道路として利用できること。

出来る限り既存の道路を利用すること。

搬入道路の計画を検討し始めた時から決定までの経過がわかる資料。

- ・具体的な調査内容と結果
- ・検討過程
- ・討議した議事録
- ・大局的なルート案から具体的ルートを決定した経過などを時系列順に。

なお、搬入道路を選定した根拠について疑問が多い為、先の回答書(4月12日付)での6項目のご回答について協議しておりませんが、6項目について容認している訳では無い事を付記しておきます。

那珂川町 住民生活課 環境整備対策室 殿

平成18年7月23日  
梅平地区住民一同

## 2月24日の小口地区説明会の質疑応答記録に関する要望

県が作成した、平成18年2月24日の小口地区説明会の質疑応答記録について、那珂川町として、小口地区全戸に配布することを要望します。

理由は下記の通りです。

2月24日の小口の説明会では、出席者は45名であり、小口地区約120軒に対して、わずかな人しか出席していません。(45名中、15名は梅平住民なので、梅平以外は30名のみ)

町として、多くの住民に処分場に関する説明を行い合意を得ることが責務と考えます。

説明会の質疑応答では、小口地区住民および那珂川町民にとって、県から有益な回答があったと考えます。

梅平地区住民と県の担当者が、時間をかけて作成した中立的な質疑応答記録を公にしない事は、税金の無駄遣いであり、町民の権利を保護する上でも公開が必要と考えます。

処分場の事業主体者は県ですが、町民の利益や権利を守るのは町の役割と考えますので、那珂川町の未来のためにも、ガラス張りの情報公開が必要と考えます。

本要望が不可能な場合は、書面にてその理由を記載の上、ご回答お願いいたします。

栃木県 生活環境部 環境局馬頭処分場整備室長殿

平成18年7月23日

梅平地区住民一同

## 最終処分場に関わる用地取得の見直しに関する要望

最終処分場に関して、県の計画では、今年の秋から用地取得を予定していると聞いています。

梅平では、搬入道路の見直しについて、県と話し合いをしている最中であり、和見側の搬入道路の地権者も道路建設に反対しています。

このように搬入道路が建設できない状態では、処分場そのものも建設まで長い年月がかかるか、事実上建設不可能になることも予想されます。

したがって、今年度中に多額の税金を投入して（今年度予算の用地補償分＝約13億円）処分場用地の取得を行っても、計画の見直しまたは撤回が行われた場合、その費用（税金）は無駄になる事となります。

また、周辺の用地を取得したという既成事実によって、搬入道路の見直しを要望している住民や地権者が県より心理的圧力を受ける事になり、憲法で保障された基本的人権の一つである自由権（国家から制約を受けまたは強制されずに、自由にものを考え、自由に行動できる権利）が侵される事が予想されます。

栃木県民の税金を無駄にしない為にも、また、憲法で保障された住民の権利を保障していただくためにも、まずは、地域住民と関係地権者の合意を得るまでは、用地取得を行わないことを要望いたします。

### 要 望 内 容

搬入道路に関して、和見側と梅平側の関係地権者および地域住民が県と合意するまで、処分場および道路に関する用地取得は行わないで下さい。

### 要 望 理 由

栃木県民の税金を無駄にしないため。

周辺の用地を取得したという既成事実によって、搬入道路の見直しを要望している住民や地権者が心理的圧力を受ける事になり、憲法で保障された基本的人権が侵される恐れがあるため。